

京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ゴルフ場において芝、樹木等の病虫害防除、除草等栽培管理に使用される農薬の安全かつ適正な使用を確保するために必要な事項を定め、もって農薬による被害の発生防止に資するとともに、府民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「農薬」とは、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第1条の2第1項に規定する農薬をいう。

2 この要綱において「事業者」とは、ゴルフ場を経営し、又は管理運営している者をいう。

(農薬の使用)

第3条 事業者は、農薬を使用するときは、法第2条第1項又は第15条の2第1項の規定による登録を受けた農薬を使用するものとする。

2 事業者は、農薬の特性、使用農薬のローテーション、病虫害の発生様相等を十分考慮し、必要最小限の農薬散布に努めるほか、できる限り毒性の低い農薬を優先して選定するものとする。

(農薬表示事項の遵守)

第4条 事業者は、農薬の使用に当たっては、法第7条第5号に規定する登録に係る適用病虫害の範囲及び使用方法並びに同条第10号に規定する貯蔵上又は使用上の注意事項等の表示事項を遵守するものとする。

(農薬の購入)

第5条 事業者は、農薬の購入に当たっては、法第8条第1項の規定による届出を行った農薬販売業者から購入するものとする。

(農薬の適正な保管)

第6条 事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、農薬を適正に保管・管理するものとする。

(被害の防止)

第7条 事業者は、農薬を使用するときは、気象、地形等の環境条件を十分考慮の上、ゴルフ場利用者、従業員、農薬散布従事者、周辺住民に対する被害の発生防止対策を講じるものとする。

(周辺環境の保全)

第8条 事業者は、農薬の使用に当たり、周辺環境に影響を及ぼさないように十分な対策に努めるものとする。

2 事業者は、調整池等において魚類を飼育するほか、農薬の使用実態に応じ排水口において水質の測定を行うとともに、常に周辺環境に注意を払い、異常が認められたときは直ちにその原因調査を実施し、環境保全のための対策を講じるものとする。

(農薬使用管理責任者の設置)

第9条 事業者は、農薬の安全かつ適正な管理を確保するため、農薬使用管理責任者を置くものとする。

2 事業者は、農薬使用管理責任者を選任したときは、様式1によりゴルフ場の存する市町村の区域を所管する広域振興局長を経由して（京都市域にあっては直接）知事に報告するものとする。報告した事項に変更が生じたときも同様とする。

(記 録)

第10条 農薬使用管理責任者は、農薬の購入・使用状況等を農薬管理記録簿（別添様式1）及び農薬受払簿（別添様式2）に記帳し、3年間保存するものとする。

(農薬使用状況等の報告)

第11条 事業者は、毎年2月末日までに、前年の農薬使用状況、水質調査結果等について様式2により知事に報告するものとする。

(農薬安全使用講習会の参加)

第12条 事業者は、農薬使用管理責任者等を、知事が行う農薬安全使用講習会等に積極的に参加させ、資質向上に努めるものとする。

(調査、指導・助言等)

第13条 知事は、必要に応じ、事業者に対して農業及び水質に関する報告を求め又は関係職員に農薬の使用状況及び記帳その他必要な物件を調査させることができるものとする。

2 知事は、必要に応じ、事業者に対しゴルフ場の適正な維持管理に関する指導・助言等の必要な措置を講じるものとする。

(市町村との連携)

第14条 知事は、必要に応じ市町村長に対し、農薬に関する資料を提供する等市町村との連携に努めるものとする。

(補 則)

第15条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成元年4月20日から施行する。

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

この要綱は、令和3年9月6日から施行する。

この要綱は、令和7年6月26日から施行する。

様式 1

農薬使用管理責任者選任（変更）報告書

年 月 日

京都府知事 様

ゴルフ場名

住 所

電 話 番 号

代表者氏名

京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱第9条第2項の規定により、農薬使用管理責任者を選任（変更）したので、下記のとおり報告します。

記

1 農薬使用管理責任者

職 名	氏 名	備 考

2 選任（変更）の年月日

様式 2

農薬使用状況等報告書

年 月 日

京都府知事 様

ゴルフ場名

住 所

電 話 番 号

代表者氏名

京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱第 11 条の規定により、農薬の使用状況等について、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-----------|----------------|
| 1 農薬管理記録簿 | 別添のとおり（別添様式 1） |
| 2 農薬受払簿 | 別添のとおり（別添様式 2） |
| 3 水質測定結果 | |

農 薬 管 理 記 録 簿

(殺虫剤・殺菌剤・除草剤・その他農薬等)

[illegible]

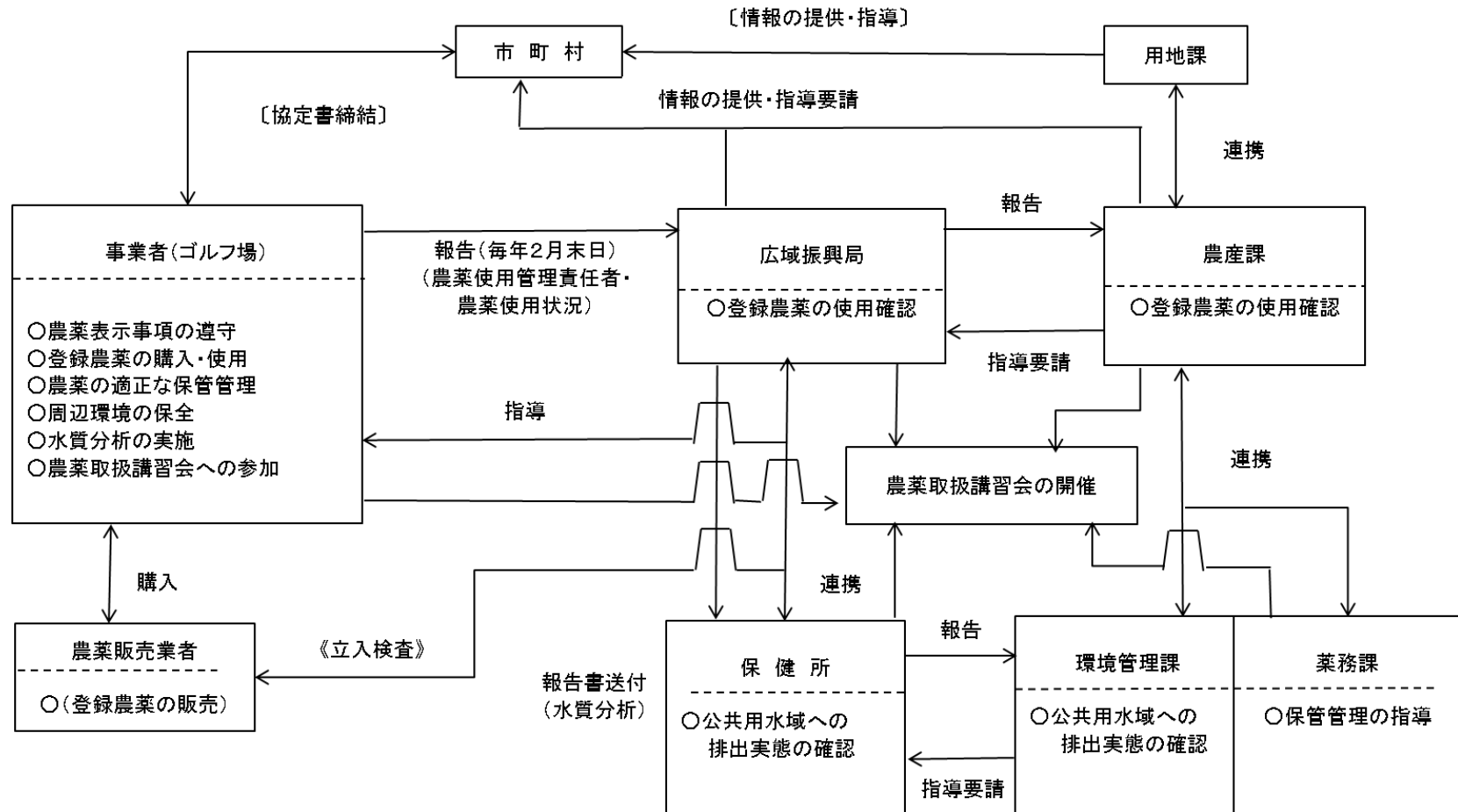
記入上の注意

- 1：殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他農薬等毎に用紙を別にして記入してください。
- 2：期日の欄は、順をおって記入してください。
- 3：使用農薬名の欄は、剤型（水和剤、乳剤、粒剤等）まで記入してください。
- 4：散布量の欄は、製剤量（希釈前の量）を記入してください。
- 5：希釈倍数、使用量等の欄は、水和剤、乳剤等の希釈して使用するものは、その希釈倍数（1000 倍）を、粒剤は 10a 当たり又は㎡当たりの使用量（1g/㎡）を記入してください。
- 6：防除方法の欄は、全面散布、スポット散布、かん注等を記入してください。
- 7：備考の欄は、散布農薬が流出する排水口を記入してください。

別添様式2

農 薬 受 払 簿				
農薬種類名（商品名）				
年月日	購入数量 (kg, L)	購入数量 (kg, L)	購入数量 (kg, L)	購入業者名
合 計				

京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱フロー



注：《 》は「農薬取締法」、「毒物及び劇物取締法」の関連事項
 []は「ゴルフ場建設事業の規制に関する基本要綱」の関連事項

関 係 機 関 所 在 地

ゴルフ場の所在地 (主たる所在地が府外の場合 は排水口の所在地)	所在地ごとの送付先	
	農薬使用状況等報告書	水質測定計画書 自主水質調査結果
京都市	京都府農林水産部 農産課環境にやさしい農業推進係 〒602-8570（住所記載不要） 京都市上京区下立売通西入藪ノ内町 (075-414-4959)	京都府府民環境部 環境管理課水質係 〒602-8570（住所記載不要） 京都市上京区下立売通西入藪ノ内町 (075-414-4711)
宇治市、城陽市、京田辺市、 宇治田原町	京都府山城広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7－6 (0774-21-3211)	京都府山城北保健所 環境課 〒611-0021 宇治市宇治若森 7－6 (0774-21-2913)
木津川市、笠置町、和束町、 南山城村		京都府山城南保健所 環境衛生課 〒619-0214 木津川市木津上戸 1 8－1 (0774-72-4303)
亀岡市、南丹市、京丹波町	京都府南丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒621-0851 亀岡市荒塚町 1－4－1 (0771-22-0133)	京都府南丹保健所 環境衛生課 〒622-0041 南丹市園部町小山東町藤ノ木 2 1 (0771-62-4755)
福知山市	京都府中丹広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒625-0036 舞鶴市字浜 2 0 2 0 番地 (0773-62-2743)	京都府中丹西保健所 環境衛生課 〒620-0055 福知山市篠尾新町 1 丁目 9 1 (0773-22-6383)
舞鶴市		京都府中丹東保健所 環境衛生課 〒624-0906 舞鶴市字倉谷 1 3 5 0－2 3 (0773-75-1156)
宮津市、京丹後市	京都府丹後広域振興局 農林商工部農商工連携・推進課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5 (0772-62-4305)	京都府丹後保健所 環境衛生課 〒627-8570 京丹後市峰山町丹波 8 5 5 (0772-62-1361)